

公開 しています

都民住宅入居者募集

申6月14日(月)までに郵送(必着)で
 ※詳しくは申込書・募集案内をご覧ください
申込書・募集案内配布6月1日(火)～9日(水)(土・日曜日を除く)に①市民課(市役所第1庁舎)②cocobunji市民サービスコーナー(cocobunji WEST5階)③国立駅前市民サービスコーナー(国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ内)④各市区町村役場⑤都住宅供給公社都営住宅募集センター・各窓口センター⑦都庁で
 ※②は6日(日)、⑤は都営住宅募集センターのみ5日(土)・6日(日)も配布。配布期間中は都住宅供給公社HP<https://www.to-kousya.or.jp/>からダウンロード可
問都住宅供給公社都営住宅募集センター ☎(03)3498-8894(土・日曜日を除く)
 →市民課(内306)

- 緑化推進協議会
 日 6月4日(金)午前9時30分～11時30分
 場 市役所第1庁舎3階第一委員会室
 内 緑の保護と推進に関して
 ↓緑と建築課(内354)
- 図書館運営協議会
 日 6月9日(水)午前10時～正午
 場 市役所第1庁舎3階第二委員会室
 内 教育委員会諮問「新しい生活様式に対応した図書館のサービスのあり方について」・令和3年度図書館評価に関して
 ↓本多図書館 ☎042・324・2022
- 地域包括支援センター運営協議会
 日 6月11日(金)午後2時～3時30分
 場 ひかりプラザ
 内 地域包括支援センターの運営に関してほか
 ↓高齢福祉課 ☎042・321・1301
- 介護保険運営協議会
 日 6月15日(火)午後6時30分～7時30分
 場 いずみプラザ
 内 令和3年度協議会活動計画に関してほか
 ↓高齢福祉課 ☎042・321・1301
- 障害者地域自立支援協議会
 日 6月17日(木)午後2時～4時
 場 市役所第1庁舎3階第一・第二委員会室
 内 各専門部会の活動に関してほか
 ↓障害福祉課(内523)

公開

都民住宅入居者募集

税

凡例 日 日時 場所・会場 対 対象 内 内容 講 講師 定 定員 費 費用 申 申込方法 物 持ち物 問 問い合わせ先 HP ホームページ 検 検索 ページ番号 検 検索 フォックス メール 託 託児あり 権 主催 共 催 注 注意事項

市民税・都民税(住民税)の申告はお済みですか

納税通知書等が届いた方で、市民税・都民税(住民税)の申告がお済みでない方は、所得控除の申告をすると税額が下がる場合があります。なお、税務署へ確定申告書を提出済みの場合は、市民税・都民税の申告は不要です。すでに申告がお済みの方でも、所得控除の追加などがある場合は、申告をすることで最長過去5年間さかのぼって税額が下がる場合があります。

所得控除の種類

雑損/医療費/社会保険料(健康保険・国民年金・介護保険など)/生命保険料/地震保険料/寡婦・ひとり親/勤労学生/障害者/配偶者/配偶者特別/扶養

問所得税減額手続き = 立川税務署 ☎(042)523-1181

各種控除の適用条件など = 課税課

→課税課(内569)

西恋ヶ窪緑地(エックス山)の林の

若返り・維持管理の活動に参加しませんか

市とエックス山等市民協議会との協働事業です。

作業日6月11日・18日・25日(金)

午前9時30分～11時30分

※都合のつく日・時間帯のみ参加可

場市民室内プール西側「むかしの井戸」(集合)

→緑と建築課(内353)

6月は浸水対策強化月間

浸水を防ぐため、道路にある雨水ますや側溝にごみを捨てたり、物を置かないでください。また、東京アメッシュ [HP](https://tokyo-ame.jwa.or.jp/)<https://tokyo-ame.jwa.or.jp/>の降雨情報をご活用ください。

→下水道課(内438)

令和3年度市民税・都民税納税通知書、公的年金特別徴収税額決定通知書を発送

→課税課(内569)

令和3年度市民税・都民税が課税になる方へ、市民税・都民税の普通徴収(個人払い)の納税通知書を6月9日(水)に発送します。これに伴い、市民税・都民税の課税(非課税)証明書を同日から発行します。

また、市民税・都民税が公的年金から特別徴収(天引き)される方で、普通徴収で納める税額がない方には、公的年金特別徴収税額決定通知書を発送します。この通知書は年金から特別徴収をする金額を示したもので、窓口などで納付する必要はありません。

なお、市民税・都民税がすべて給与からの特別徴収となる方は、5月14日から、市民税・都民税の課税(非課税)証明書を発行しています。

※所得税の確定申告書提出期限延長に伴い、3月16日以降に確定申告書を提出された方は、確定申告書の内容が通知に反映されていない場合があります。その場合、あらためて課税計算を行い、後日税額変更の通知を郵送します。

令和3年度の市民税・都民税の主な変更点

基礎控除・所得要件の改正

働き方の多様化を踏まえ、特定の収入にのみ適用される給与所得控除および公的年金等控除が減額され、すべての所得に適用される基礎控除が増額されました。この改正に伴い、非課税基準や扶養親族などの所得要件が変わりました

基礎控除の見直し

- 基礎控除額が33万円から43万円へ引き上げられました
- 前年の合計所得金額が2,400万円を超える方は所得金額に応じて控除額が逡減し、2,500万円を超える方は基礎控除の対象外となりました

給与所得控除の見直し

- 給与所得控除額が一律10万円引き下げられました
- 給与所得控除の上限額と、控除が適用可能となる給与等の収入金額が引き下げられました
- 子育て世帯や障害のある方に対する配慮の観点から、所得金額調整控除が創設されました

公的年金等控除の見直し

- 公的年金等控除額が一律10万円引き下げられました
- 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の公的年金等控除は、195万5千円が上限になりました。また、公的年金等の合計所得金額に応じて公的年金等控除額がさらに引き下げられました

寡婦(寡夫)控除とひとり親控除の改正

すべてのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を解消するために、ひとり親控除が創設されました。これにより寡婦控除の適用要件が変わり、寡夫控除がなくなりました。

注 ほかの改正内容など詳しくは、市HPをご覧ください